

議案第 33 号

三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

三次市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

三次市長 福岡 誠志

三次市過疎地域持続的発展計画第5項第3号の表中

「

中三原東地線（宇遠木橋） L = 52.3m W = 4.0m	三次市	
橋梁整備事業 L = 15.0m未満	三次市	

」を

「

中三原東地線（宇遠木橋） L = 52.3m W = 4.0m	三次市	
敷名日南線（蔵谷橋） L = 48.5m W = 3.6m	三次市	
橋梁整備事業 L = 15.0m未満	三次市	

」に改

める。

三次市過疎地域持続的発展計画第7項第3号の表中

「

三次市福祉保健センター改修事業	三次市	
-----------------	-----	--

」を

「

三次市福祉保健センター改修事業	三次市	
吉舎保健センター改修事業	三次市	

」に改

める。